

報道機関各位

11月20日（月）、指定都市市長会は、
「第57回指定都市市長会議」を開催し、
9件の提言・要請等を採用しました。

《採択した提言・要請等》

- (1) 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における定額減税・低所得者世帯支援の実施に関する指定都市市長会緊急要請
- (2) 公共交通分野における新技術の導入に向けた支援に関する指定都市市長会要請
- (3) 持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に関する指定都市市長会要請
- (4) こどもを守り、学びと育ちを支えるための持続可能な学校体制づくりに関する指定都市市長会提言
- (5) 次世代への文化の継承、担い手の育成に関する指定都市市長会提言
- (6) 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言
- (7) 少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請
- (8) 地域の魅力あるまちづくりの資産である建造物を次の世代に継承するための指定都市市長会要請
- (9) 平和文化の振興に関する申合せ

※ 提言文・要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：嵯峨^{きが} / 藤田） TEL 03-3591-4772

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における 定額減税・低所得者世帯支援の実施に関する指定都市市長会緊急要請

コロナ禍を乗り越え改善しつつある我が国の経済を更なる成長軌道に乗せていくため先般閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、物価高による国民の負担を緩和することを目的として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施するとの方針が示されている。

今回の経済対策の決定を受けて、住民に最も身近な基礎自治体であり、人口が集中する指定都市として、国との連携を密にし、物価高騰対策をはじめ、地域住民の安心安全な生活の実現、地域経済の活性化を図り、総合経済対策による措置を確実に実施するため、指定都市市長会として下記のとおり緊急要請する。

記

- 1 令和6年6月からの個人住民税の定額減税や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者への措置を確実に実施するため、所得税額や住民税額を減税額が上回る場合の対応など、具体的な制度内容について地方の意見を十分に踏まえた上で早急に決定し、人口規模の大きな指定都市の事務が確実に円滑に執行できる簡素な制度設計とすること。また、住民税の税額等を基礎に利用者負担額等を算定している社会保障制度等の事業実施に支障が生じないように、制度設計に万全を期すこと。
- 2 地方自治体は、基幹業務システムの標準化・共通化に向けて作業を進めており、システム改修事業者の体制確保が困難な状況である中、税務システムを改修する必要があることから、改修に要する期間を確保するなど万全な措置をとること。
- 3 個人住民税の減税に伴い、税務システムの改修はもとより、社会保障制度等、減税の実施に伴い各種システム改修経費のほか、必要な経費については、全額国において財政措置を講ずること。
- 4 個人住民税の減税による減収分に係る国からの補填については、地方債による措置を行わず、国の責任において、その全額を地方特例交付金として確実に措置すること。また、交付時期等について地方の財政運営に配慮すること。
- 5 所得税の約3割は地方交付税の原資であるため、所得税の減税による減収分については国の責任により確実に補填し、地方の固有の財源である地方交付税の必要額を確保すること。

令和5年 月 日
指定都市市長会

公共交通分野における新技術の導入に向けた支援に関する 指定都市市長会要請

将来にわたり持続可能な公共交通を実現していくためには、足元で発生している課題への対応と交通 DX・GX 等の将来に向けての課題への対応を同時並行的に行っていく必要があるとの考え方の下、まず、令和5年6月に「既存の道路空間を活用した新たな公共交通機能の導入」について要請したところである。

現下の状況として、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、公共交通分野においては観光需要の増加に合わせ移動需要も回復傾向にあるものの、運転者不足への対応や、国内外の観光客の受入環境の整備等が喫緊の課題となっている。

運転者不足への対応については、バス運転者の労働時間等の基準が改正され、運転時間等の上限が課されることに伴い、令和6年4月以降、安全・安心な労働環境が整備される一方、路線維持に必要な運転者のさらなる不足が見込まれ、新たな減便や路線廃止の発生により、利用者の利便性の低下が懸念される状況となっている。

また、国内外の観光客の受入環境の整備に当たっては、広域的な移動の拠点である指定都市において、鉄道やバスをはじめとする多様な公共交通機関とその運営を担う交通事業者が存在し、公共交通のモード間や事業者間でそれぞれが異なるシステムを導入することにより、データの利活用や決済基盤の連携・運用面において非効率となり、受入環境の向上が妨げられている事例も見受けられることから、交通 DX を活用した利便性の高い新たなモビリティサービスを構築する必要がある。

上記の課題に早急かつ的確に対応していくためには、運転者不足解消に資する自動運転や、ICT を活用した MaaS などの新たなモビリティサービスの取組を推進していくことが不可欠になっているものの、こうした新技術の導入には、多額の費用を要するだけでなく、人材も不足していることから、指定都市において課題解決に向けた取組が着実に進むようにするため、下記のとおり要請するものである。

記

- 1 自動運転の本格化に向けた技術開発、環境整備等の推進や、EV・FCV 車両の導入、オンデマンド交通の推進に対する財政支援を行うこと。
- 2 MaaS の推進に当たっての事業者間連携への財政支援や ICT に係る人材育成に対する専門家の派遣などの技術支援を行うこと。
- 3 国内外からの観光需要の高まりに対応した決済基盤の整備及びデータ活用のための基盤整備に対して財政支援を行うこと。また、地域や事業者の枠を超えたシームレスな移動環境を実現するため、標準仕様を作成するなど決済基盤の標準化を図ること。
- 4 決済基盤等の整備については、段階を経ながら進めていく必要があるため、その過渡期における暫定的なシステムに対して所要の財政支援を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に関する 指定都市市長会要請

公共交通はネットワークとして機能することにより、市民や来訪者の移動や輸送を支えるものであり、教育や医療、福祉といった日常生活や定住促進等による地域形成に欠かせない地域における社会インフラであるとともに、広域的な経済圏の維持・発展にも資するものであることから、公共交通を支えることは基礎自治体の責務である。とりわけ、鉄道やバスを始めとする多様な公共交通機関とその運営を担う交通事業者が存在している指定都市においては、圏域全体の活性化・発展をけん引するという役割を果たすためにも、関係者との強固な連携・協力の下で、地域公共交通ネットワークを再構築していくことが急務となっている。

こうした中、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、「地域公共交通ネットワークの再構築に当たっては、法整備等を通じ、従来とは異なる実効性ある支援等を実施する。」旨が盛り込まれた。その後、国土交通省の交通政策審議会の地域公共交通部会において、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」及び「アフターコロナに向けた地域交通の『リ・デザイン』有識者検討会」からの提言を受け、本年には、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築が進むよう、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正が行われ、エリア一括協定運行事業などが創設されたところである。

しかしながら、公共交通の再構築を進めるに当たっては、地域の実情に応じて、ネットワークの利便性を高めるとともに、交通事業者による輸送サービスを持続可能にしていくことが不可欠であり、そのためには、自治体と交通事業者の共創の取組を加速させ、交通事業者による地域の需要に合わせた効率的な運行が可能となるよう、自治体の財政基盤の強化を図るとともに、現行の諸制度をはじめとするシステム全般について、より一層の見直しや充実を図る必要があることから、自治体と交通事業者の共創による取組が確実に実施できるよう、下記のとおり要請するものである。

記

- 1 地域の実情に応じた多様で継続的な支援が可能となるよう、新設された「エリア一括協定運行事業」の補助金交付額の算出について、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、バス事業の効果的・効率的な取組に対して自治体が積極的に支援を行う場合においては、「地域間幹線系統補助」及び「地域内フィーダー系統補助」だけでなく、自治体が独自に行うバス運行費対策補助についてもその算定方法の要素に加えること。
- 2 地域の実情に応じた路線再編やダウンサイジング等による運行の効率化を進める場合に、現行の「地域内フィーダー系統補助」の対象に指定都市を追加し、国庫補助の上限額を引き上げるとともに、交通事業の継続性を高めるために不可欠なバス運転者の確保や利用促進に資する運賃制度の導入などに対する支援制度を充実すること。
- 3 交通事業者と自治体が「共創」により利便性が高く持続可能な交通ネットワークを構築するまでの間、運行経費等を自治体が支援する場合には、その取組が成果を生むよう、自治体の財政基盤強化に資する地方バス路線の運行維持に要する経費に対して算定される特別交付税の交付において、補正係数を緩和すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

こどもを守り、学びと育ちを支えるための 持続可能な学校体制づくりに関する指定都市市長会提言

平成28年度に教員勤務実態調査が実施され、教師の看過できないほどの厳しい勤務実態が明らかとなって以降、国における教職員定数の改善や様々な教育制度の改正をはじめとし、教育委員会や学校・家庭・地域が一体となった学校における働き方改革の取組が全国で進められてきた。しかし、令和4年度と同調査の速報値では、前回調査から若干の改善はみられるものの、依然として厳しい勤務実態が続いていることが判明した。また、令和3年度に実施された教員採用選考試験の採用倍率が全体で過去最低を記録したことに加え、同年に初めて全国的に実施された『『教師不足』に関する実態調査』では、深刻な教師不足が明らかとなり、持続可能な学校体制を構築することが困難な状況が継続している。さらに、教師の大量退職・大量採用による大幅な世代交代や共働き世帯の増加等の社会的背景により、出産休暇取得者や育児短時間勤務者を含む育児休業者、介護への配慮が必要な教師が増加傾向にあるなど、多様な働き方の実現が求められていることに加え、精神疾患等による病気休職者も全国的に増加傾向である中、休職者等に対する未補充についても、全国的な課題となっている。

このような状況のもとで、一層複雑化・多様化する学校現場の課題を解決するためには、多様な人材が学校運営に関わり、それぞれの専門性を生かして能力を発揮できる「チームとしての学校」づくりを支える人材の確保や、教師の処遇改善、教職員定数の改善などの対策を行うことが重要である。

こども一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる「令和の日本型学校教育」を実現するため、教育に携わる教職員や多様な専門家等がこどもとしっかりと向き合い、こどもを守り、学びと育ちを支えるための持続可能な学校体制づくりが必須であり、国において適切な措置が行われるよう、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 全国的な教師不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実を実現させるため、義務教育費国庫負担金制度による教職員の給与費について、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講ずること。また、現在検討されている教職調整額の支給率の見直しや新たな手当の創設など、現状の教師の勤務実態に見合い、かつ、優秀な人材確保にもつながる給与制度へ改善するとともに、必要な財政措置を講ずること。

- 2 出産休暇や育児休業、病気休職等による年度途中の教師不足が起きないように、年度当初から代替措置を見越した教職員を配置できる制度を創設するなど、教職員定数を抜本的に見直すこと。
- 3 年度途中の教師不足対策として、出産休暇や育児休業取得者への代替措置として正規教職員を充てた場合にも、義務教育費国庫負担金の算定基礎定数に含めること。また、年度途中に病気休職や育児休業等を取得する教職員を見越して、その代替者を年度当初に任用した場合に、義務教育費国庫負担金の算定基礎定数に含める対象範囲を拡大するなど、適切で柔軟な財政措置を講ずること。
- 4 定年引上げや少子化等の影響によらず、年度の状況に応じて安定して教員採用者数を確保するため、一時的な定数増減による採用者数の平準化を可能とするなど、柔軟な定数措置を講ずること。
- 5 部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等、教師の負担軽減のための支援スタッフの配置や補助対象業務を拡大するとともに、補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げを行うなど、より一層の財政措置を講ずること。
- 6 さまざまな悩みや不安を抱えるこどもや親を総合的に支援するため、学校内の日常活動を通して、教員と協働しながら支援活動を行う心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについて、学校において必要な職として教職員定数に算定し、義務教育費国庫負担金の対象として位置づけること。また、これら専門家の配置拡充・資質の向上を図るため、専門人材の養成を加速させる体制整備を図ること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

次世代への文化の継承、担い手の育成に関する指定都市市長会提言

茶道、華道をはじめとする生活文化や、古典芸能、祭り、民俗芸能などは、各地の特性に応じた豊かな文化芸術として、長年にわたって地域で受け継がれてきた。しかしながら、少子高齢化や過疎化などの進展により、これらをはじめとした文化の次世代への継承、担い手の育成は危機的な状況にある。さらに、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、様々な文化芸術活動が長期にわたって制限された結果、文化の継承・担い手の育成の取組がより困難を極めている。

地域の魅力を高めるには、これらの豊かな文化芸術を継承するとともに、歴史や風土等から培われてきた文化を基に新たな発想や技術等を加えることで、更に発展させることが求められている。

そのような中、国においては、地方創生の一環として進められてきた文化庁の京都移転が令和5年3月に実現し、移転を契機に、長官をトップとした「食文化推進本部」と「文化観光推進本部」が新設された。また、令和5年3月に文化芸術推進基本計画（第2期）を策定し、「文化芸術を通じた地方創生の推進」や「文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成」等が重点取組等として掲げられるなど、文化芸術による地方創生の進展に一層の期待が高まっている。

次世代への文化の継承、担い手の育成に向けては、国と指定都市が一体となって総合的、継続的な施策を展開する必要があることから、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 幼稚園・保育所、小学校・中学校等への芸術家等の派遣や、教育現場で茶道、華道などの生活文化等に触れられる機会の提供といった、次世代を担う子どもたちが文化に興味を持つためのきっかけづくりや、若年層が地域に根付いて文化芸術活動を継続できるようにするための環境づくりなど、地方自治体独自の取組に対し、長期的な視点に立った支援を実施すること。
- 2 各地域の豊かな文化芸術の継承のため、担い手団体の内部支出の補助対象経費化や戦後に始まった祭り・行事等の補助対象化など、地域の実情に応じた補助制度の充実を図ること。また、重要無形文化財の公演施設に係る課税標準の特例措置等の税制面からの支援のほか、大学等の研究機関など、文化財所有者や地方自治体以外の第三者による記録保存の促進、地域の文化芸術をより身近で親しみあるものとするためのまちづくり活動への支援など、総合的な財政支援の充実を図ること。
- 3 各地域の中心となる指定都市における、文化芸術関係者から相談を受けて課題解決をコーディネートする拠点の設置や、拠点間の情報交換・連携等のネットワーク構築など、各地域の基礎的な相談・コーディネート機能の拡充に向けた施策を実施すること。
- 4 文化芸術活動に欠かせない用具用品の原材料の枯渇・製造者の減少への対応や、担い手不足解消のための公募やマッチングの支援など、各分野において重要又は緊急性の高い施策に対しては、国が従来から進めている調査研究や指定都市のニーズを踏まえ、重点的に実施すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役、さらには日本の成長のエンジン役など、指定都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市(通称「特別市」)」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市は、二重行政の完全な解消や、基礎自治体に権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正や圏域の発展、日本の国際競争力の強化に繋がるものであり、その効果を日本全体に広げることで、持続可能な地域社会や多極分散型社会の実現など日本の成長のエンジン役を果たすことを可能にするものである。

しかしながら、大都市制度について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市(仮称)」の検討には意義があるとされ、「さらに検討すべき課題」として具体的な事項までもが明記されているにもかかわらず、国における検討が全く進んでいない状況にある。さらに、当面の対応とされた道府県から指定都市への事務と税財源の移譲についても遅々として進められていない。こうした状況は、同調査会の軽視につながりかねないものである。

また、同答申を踏まえ制度化された総合区がこれまで設置されていない要因や、指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証と、これを踏まえた課題の整理も必要である。

指定都市市長会では、これまで、「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、第30次地方制度調査会の答申で指摘された課題への対応（考え方）を含め、特別市の必要性や効果、法制化案等を取りまとめるとともに、特別市の法制化など多様な大都市制度実現に向けた機運醸成の取組等を進めている。

第33次地方制度調査会では、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議が行われてきているところであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においても、地方制度調査会における調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、法整備を視野に入れつつ検討を進めるとされたところである。これらの検討にあたっては、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、将来にわたってその責任と役割を存分に果たすため、指定都市市長会がこれまで繰り返し国等へ要請・提言をしている特別市の法制化を含めた多様な大都市制度のあり方について、国が真摯に受け止め、十分な議論がなされることが不可欠である。

については、大都市制度の議論を加速させ、特別市の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

記

- 1 特別市は、第30次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められており、諮問した国は自ら検討を進める必要がある。そのため、令和3年11月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市の法制化に向け議論の加速化を図ること。

また、同答申を踏まえ制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議についても、運用状況の検証とこれを踏まえた課題等の整理を行うこと。

- 2 同答申から10年以上が経過していることを踏まえ、この間に顕在化した大都市地域に係る問題や我が国の社会経済、地域社会などの変容に的確に対応する観点から、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。

- 3 同答申に基づく当面の対応として、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。

同法施行令第167条の2第1項第1号別表第5に定める上限額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していない。特に、工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和57年度時点における上限額は250万円で、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、おおよそ395万円となることである（建設総合：75.9（1982年度）→120.0（2022年度（暫定）））。

内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」においても、上限額の引上げが提案されてきたところであり、総務省は、平成30年の提案に対し、「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後国の動向を注視していく」との見解を示したが、その後見直しは行われていない。

また、こうした中で、近年の物価上昇により中小建設業界を取り巻く事業環境はより深刻な状況におかれている。この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体は、より迅速に、能率的に工事を執行することが可能となり、地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続が迅速化されることによる契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するところとなる。

以上のような状況を鑑みて、下記のとおり少額随意契約についての見直しを要請する。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。
- 2 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「基準額」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

地域の魅力あるまちづくりの資産である建造物を次の世代に継承するための 指定都市市長会要請

先人から連綿と受け継がれてきた建造物は、各地域の特性に応じて形成されてきた景観、知恵や営みなどの生活文化を継承するうえで重要な役割を果たすとともに、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である。

また、これらの建造物は、市民に愛されるとともに、都市のブランド力を高め、日本国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れるなど、世界に誇る日本の宝である。

地方自治体においては、これらの建造物を将来にわたり継承していくため、文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく指定制度の活用はもとより、地域の実情に応じて条例や要綱に基づく独自の指定制度や改修助成をはじめとした支援制度を設けている。しかしながら、少子高齢化等の社会状況の変化によって、維持修繕費や改修費の負担、相続人の不在や相続税の負担などが課題となり、滅失を抑止するには至っていない。

その中でも、相続をきっかけに滅失するケースも多く、相続税の負担軽減は重要な課題である。地方自治体においては、法に基づく指定制度の基準等に該当しない建造物についても、その継承や支援を図るため、独自制度による指定等を積極的に進めているが、残念ながら法に基づく指定制度のような相続税の軽減措置が図られておらず、独自制度による指定等を行った建造物への更なる支援を行うためには、国による措置が不可欠である。

については、地方自治体における、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である建造物を次の世代に継承していくため、下記のとおり要請する。

記

地方自治体が独自制度による指定等を行った建造物に対して、地方の負担を求めることなく、相続税の軽減や納税猶予などの法に基づく指定制度と同等の支援措置を講ずること。

令和5年 月 日
指定都市市長会

指定都市市長会 平和文化の振興に関する申合せ

全指定都市が加盟する平和首長会議は、核兵器のない平和な世界の実現を願う市民社会の総意を形成することにより、為政者の政策転換を促していくため、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動する、「平和文化」を市民社会に根付かせ、平和意識を醸成していく、「平和文化の振興」を目標に掲げている。

先の戦争では、空襲や原爆投下により、指定都市の多くが甚大な被害を受け、戦後から現在まで、戦没者追悼式典、平和のつどい、展示、コンサート、講演会、平和学習、被爆地派遣や、平和を祈念する施設の運営など、戦争の悲惨さを学び、平和の尊さを実感する多様な事業を展開している。

また、このような取組の一つとして、一部の地方自治体では、日や月などを設定して、それらの事業を、一体的に行っている。

さらに、戦争経験者・被爆者の高齢化が進む中、特に若い世代の平和意識の向上を図ることにより、今の平和と繁栄を築いた先人の努力を受け継ぎ、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える、次世代の平和文化の担い手を育成していくことが求められている。

こうしたことを踏まえ、平和について考える機会を提供し、意識を新たにしてもらうことが重要であり、それを促すためには、多彩な事業を実施し、若い世代を含めた幅広い市民に働きかける必要があると考える指定都市は、下記の取組を率先して牽引することを申し合わせる。

記

各都市の実情に応じて、「平和文化月間」を設定するなど、幅広い市民に平和文化を根付かせていくための多様・多彩な取組を着実に実施し、市民が「平和の尊さ」を実感できる機会を提供することにより、「平和文化の振興」を図る。

令和 年 月 日
指定都市市長会